

上高田四丁目17番～19番地区地区計画等案について

1 地区計画等の案の作成経緯

令和4年4月1日、上高田四丁目団地管理組合法人から、マンション再生を契機としたまちづくり実現のために、区に対して地区計画住民原案の申出があった。

区が内容を審査した結果、中野区地区まちづくり条例第12条に規定する基準に適合すると認められたため、申出内容を踏まえた地区計画を決定する必要があると判断し、地区計画案を作成した。

なお、地区計画案の作成にあたっては、関係権利者を対象に、地区計画原案の縦覧及び意見書の受付、説明会の開催によって、意見を聴取した。

2 地区計画原案にかかる手続きの結果

(1) 地区計画原案の縦覧及び意見書の受付

縦覧期間 : 令和4年7月5日(火)から7月19日(火)まで

縦覧結果 : 閲覧者3名

意見書の受付期間 : 令和4年7月5日(火)から7月26日(火)まで

意見書提出数 : 0件

(2) 地区計画原案にかかる説明会の開催

開催期間 : 令和4年7月14日(木)、7月16日(土)計2回

参加者数 : 25名

(3) 意見・質問等

別紙1「上高田四丁目17番～19番地区地区計画原案への意見・質問要旨」のとおり

3 地区計画等の案の概要等

(1) 地区計画等の案の概要

別紙2「上高田四丁目17番～19番地区地区計画等案概要」のとおり

(2) 地区計画等の案の縦覧及び意見書の受付

都市計画法第17条に基づき、令和4年9月21日(水)から10月5日(水)まで、当該案の縦覧及び意見書の受付を行う。

(3) 説明会の開催

令和4年9月15日(木)と9月17日(土)に、当該案の説明会を開催する。

4 用途地域の変更（東京都決定）

今回の地区計画決定に伴い、上高田四丁目地内約1.6ヘクタールの区域の用途地域を、「第1種低層住居専用地域」から「第1種中高層住居専用地域」に変更することについて、東京都と協議している。

5 今後のスケジュール

令和4年10月～ 都市計画審議会への諮問（東京都・中野区）

令和4年12月頃 地区計画及び関連都市計画の決定

上高田四丁目 17 番～ 19 番地区地区計画原案への意見・質問要旨

1 地区施設に関すること

No.	意見・質問	区の見解
緑道 1 号～ 3 号		
1	幅員 4 m は必要なのか。	緑が感じられるゆとりある歩行者空間として地区内外の緑地空間をつなぐネットワークを形成するために、また、災害時における活動空間、避難空間として、4 m の幅員が必要と考えている。
緑道 3 号		
1	当該施設は、地形上、階段で整備されると思うが、バリアフリーの観点から問題はないのか。 区で、エレベーターや車椅子用の昇降機を設置すべきではないか。	地区の市街地環境や地形などから、地区計画区域の中央部に安全なスロープの設置は困難である。 崖地におけるエレベーターの設置は、大規模な切り土による平坦な通路をエレベーター施設の下側で新たに設ける必要があり、また、階段部への車椅子用昇降機は、介助にあたる常時管理者が必要であることから、地区施設として当該施設の整備を位置付けることは困難である。 なお、階段を整備する際は、東京都福祉のまちづくり条例で定める基準に沿った歩行者通路の整備を要件として求める。
2	隣接する区有地の既存階段を整備すべきではないか。	地区計画住民原案において、私有地内の地区施設として申出のあった当該施設は、区としても緑地空間をつなぐネットワークとして、また、災害時に寄与する施設として有効であると判断した。 本施設は、単独で機能を発揮できることから、これに隣接して区が用地取得を行い、区有施設を新たに整備する必要はないと考えている。
区画道路		
1	区画道路を整備する必要があるのか。	昭和 39 年の都市計画決定から長期未開設の公園を整備するためには、水路用地を含めた街区再編が必要であり、区画道路の整備は、そのために必要であると考えている。

広場		
1	災害時、地区施設（広場）を住民に使用させる場合の管理責任を明確にしてほしい。	管理責任は、原則として土地所有者にある。ただし、民有地の広場を災害時に救援・救護活動のために区民に開放する場合は、所有者と区の間で、それぞれの役割や管理責任等について、事前に定める必要がある。
全般		
1	民有地の一部を地区施設として、提供することとなっているが、維持管理は、区が行ってくれるのか。	維持管理は、原則として土地所有者が行うことになる。ただし、民有地と区有地が一体的に機能を提供する施設で管理運営上、分割が困難な場合は、施設の所有者間で、管理・運営について、別に定める必要がある。

2 その他

No.	意見・質問	区の見解
1	説明の内容が、数字や法律などが多く、専門的で理解しづらい。専門的知識がなくても理解できるような説明をしてほしい。	今後、イメージ図を活用するなど、ご理解いただきやすい内容となるように工夫したい。
2	地区計画区域のうち、地区整備計画区域の外に住んでいるが、今後、どのような影響があるのか。	本地区計画区域のうち、整備計画区域を定めていない区域は、地区計画の目標の実現に向けて段階的にまちづくりを進めていくことになる。

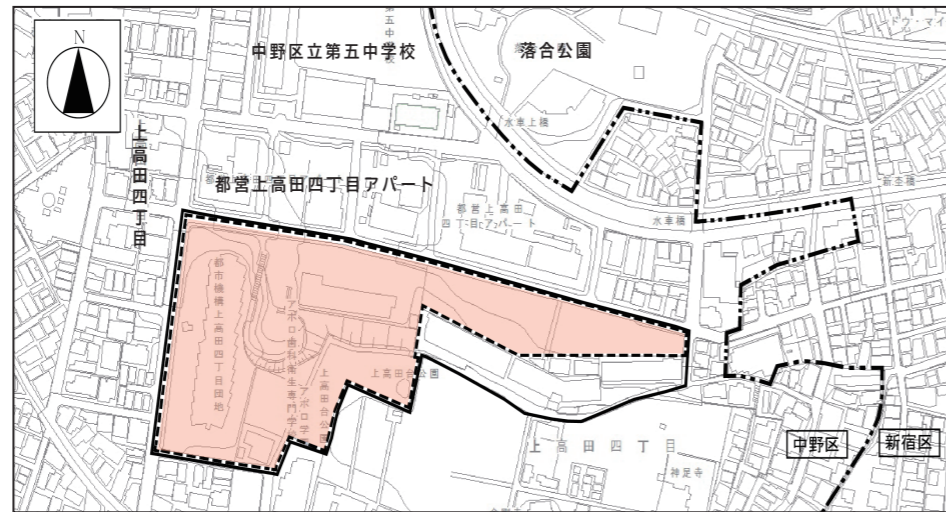
1. 地区計画制度の概要及び名称・面積・位置

地区計画制度概要：地区計画とは、「地区計画の目標」「土地利用の方針」などを定め、「地区整備計画」において、建築物の建て替えルールなどを定めるものである。

名称：上高田四丁目17番～19番地区地区計画

面積：約2.5ha

位置：上高田四丁目地内



凡例	
	地区計画の区域
	地区整備計画の区域
	行政境界

2. 地区計画の目標

本地区は、中野駅から北東に約1.5kmの距離に位置し、最寄り駅である西武新宿線新井薬師前駅が北西約450mに位置するほか、東中野駅や落合駅、中井駅にも近接し、都心への交通利便性が高い地区である。本地区の南側一帯には防災上の課題を抱える木造密集地域が広がっている。一方、地区の一部及び北側の隣接地には広域避難場所（哲学堂公園一帯）や避難所（第五中学校）があり、防災上の拠点となっている。本地区はこの2つのエリアの間に位置しており、旧耐震基準による集合住宅が集積した地区である。

そのうち、地区の西側に位置して、大規模敷地を有する集合住宅については、オープンスペースや緑化空間も充実していることから、地域の良好な環境形成に寄与している。また、敷地内の広場は、中野区地域防災計画において、上高田高層団地防災会の防災活動拠点に位置付けられている。なお、敷地内には防災性に課題のある斜面地が現存している。

一方、本地区東側には、長期未開設の都市計画公園があり、貴重な広がりのある空間が活かされていない。当該公園の南側には、狭あい道路にのみ接道する旧耐震基準による集合住宅や接道が不十分な小規模宅地が存在する。また、本地区の地形には高低差があり、南北方向の歩行者交通のための空間が不十分であることから、歩行者ネットワークに課題を抱えている。

本地区は、中野区都市計画マスタープランでは、中層住宅地区に位置付けられるとともに、住宅市街地の開発整備の方針では、重点地区（上高田四丁目地区）に位置付けられ、敷地を有効活用することにより、住環境の整備及び多様な機能が調和した街区の形成を推進し、地域の活性化を図ることとされている。

このような地区及び周辺地域の状況を踏まえ、以下のような市街地形成を図ることを目標とする。

- 1 防災性の高い地区を形成し、広域避難場所等と連携する一体的な防災拠点の形成
- 2 集合住宅の再生等により土地の有効利用を図り、多様な世代が快適に生活でき、みどり豊かで良好な環境の形成
- 3 安全で快適な歩行者ネットワークを形成するとともに、地区内公園等をつなぐみどりのネットワークを形成
- 4 都市計画公園の整備に併せた公共施設の再編等により、公園・道路等の機能を拡充するとともに、安全で快適な歩行者空間を形成することで、みどり豊かな住環境を形成する。

3. 土地利用の方針

- 大規模敷地を有する集合住宅の建て替えにあわせた適正な土地の有効利用により、広場や緑化空間等のオープンスペースを確保し、みどり豊かで良好な住環境の形成を図るとともに、地域の防災性の向上を図る。
- オープンスペースには、防災関連施設の設置や円滑な避難活動に寄与する空間を形成し、北側に位置する避難所等と連携した防災拠点の形成を図る。
- 旧耐震基準による集合住宅の建て替えにより、敷地の安全性を確保し、地域の安全性向上に寄与する。
- 都市計画公園の整備に併せた公共施設の再編等により、公園・道路等の機能を拡充するとともに、安全で快適な歩行者空間を形成することで、みどり豊かな住環境を形成する。

4. 建築物等の整備の方針と地区整備計画の内容

建築物等の整備の方針①

敷地内に有効な空地を確保し、防災性を高めるとともに、ゆとりのある良好な住環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。

（地区整備計画の内容）

建築物の敷地面積の最低限度を5,000㎡とする。

※1 公益施設等公益上必要なものについてはこの限りではない。

※2 建築基準法第86条に定める一の敷地とみなすこと等による制限の緩和を適用する区域については、当該一団地を一の敷地とみなし適用する。

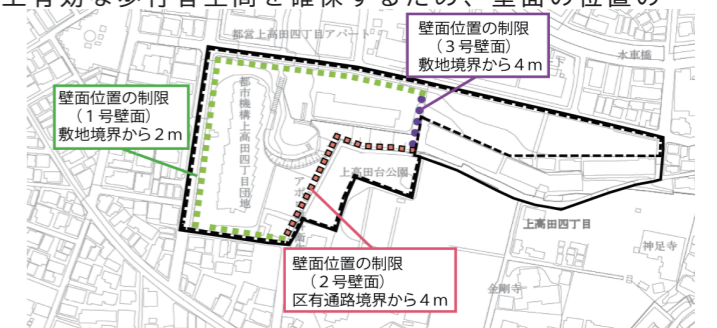
建築物等の整備の方針②

圧迫感に配慮するとともに、安全で快適かつ防災上有効な歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限を定める。

（地区整備計画の内容）

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、右図に示す壁面線を超えて建築してはならない。

壁面後退による空地は、樹木や緑地、土地の高低差等に配慮しながら歩行者空間を確保する。



建築物等の整備の方針③

地区の良好な街並み形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を定める。

（地区整備計画の内容）

○建築物等の形態、意匠、色彩は周辺の環境と調和したものとする。

○屋外広告物を設置する場合は、周辺環境との調和を図り、景観を良好に維持できる色彩・構造とするとともに、腐朽、腐食、破損しやすい材料を使用してはならない。

建築物等の整備の方針④

敷地内の緑化を推進し、潤いある街並みを形成するため、垣又は柵の構造の制限及び土地利用に関する事項を定める。

（地区整備計画の内容）

道路に面して設置する垣又は柵は、生垣又は透視性のあるフェンス等とする。

※地盤面からの高さが0.6m以下の部分についてはこの限りでない。

建築物等の整備の方針⑤

本地区におけるみどりの保全と創出を図るため緑化率を定める。

（地区整備計画の内容）

5,000㎡以上の敷地で建築行為を行う場合、建築物の緑化率の最低限度を1.5/10とする。

建築物等の整備の方針⑥

建築物等の配置及び形状等は、周辺市街地への日影環境や圧迫感の軽減に配慮する。

【問い合わせ先】 〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号

担当：中野区まちづくり推進部まちづくり計画課まちづくり計画係 根本、山下、上村

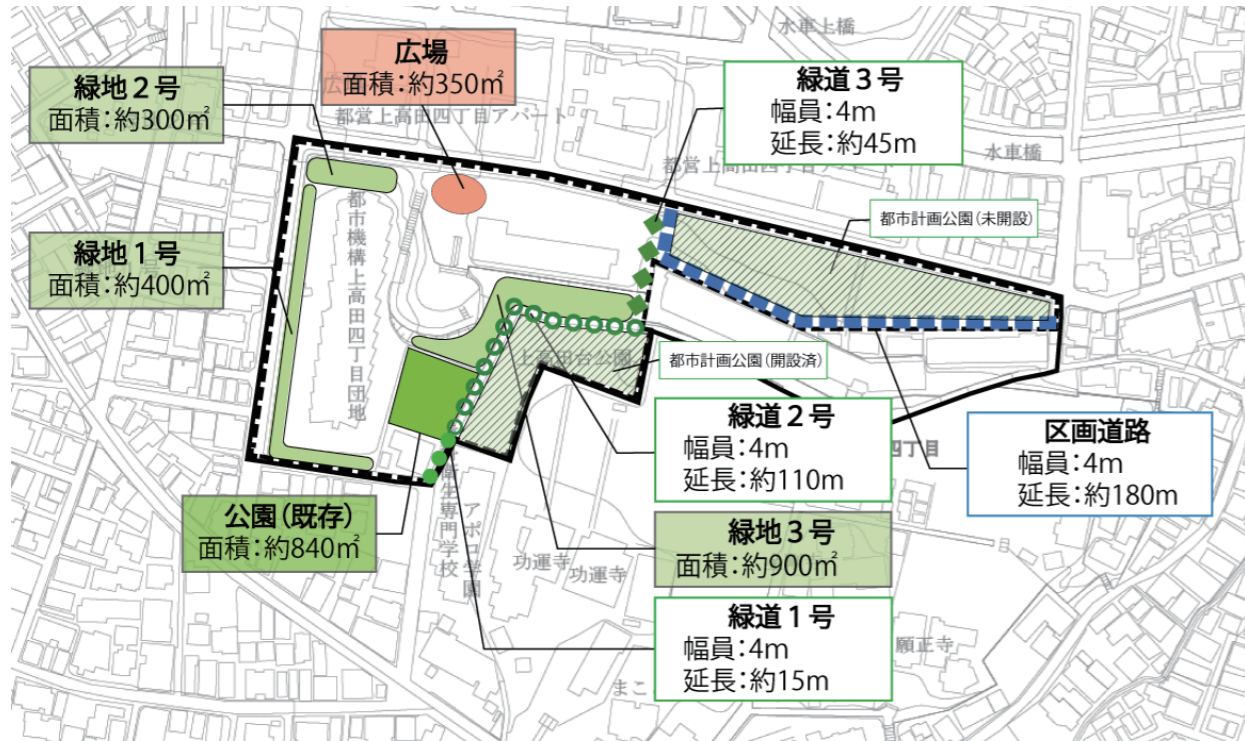
電話：03(3228)5463(直通)(午前8時30分～午後5時)

メール：matidukurikeikaku@city.tokyo-nakano.lg.jp

上高田四丁目17番～19番地区地区計画等案概要

5. 地区施設の整備の方針と地区整備計画の内容

[地区施設に関する地区整備計画の内容]



[地区施設の整備の方針]

ア 区画道路

都市計画公園の整備に併せて道路の配置替えを行い、公園の中央を分断する道路を廃止して公園周囲に道路を配置する。また、整備の際には、隣接する都市計画公園と連携した歩車共存道路として整備するとともに、接続する既存道路との交差部の安全にも配慮する。

このことにより、公園機能の拡充、歩行者ネットワークの確保、隣接する宅地の接道状況の改善など、土地利用の健全化と防災性の向上を図る。

イ 緑道

みどりが感じられるゆとりある歩行者空間を確保するとともに、高低差のある地区の南北方向の歩行者交通を円滑化し、地区内外の緑化空間をつなぐみどりのネットワークの形成を図る。また、高低差のある地区内公園の連携を強化し、公園機能の向上を図る。

災害時の円滑な避難活動に寄与するものとして、防災性の向上を図る。

ウ 公園(上高田台公園)

地域住民の憩いの場・交流の場、災害時の避難スペースとしての機能の維持・向上を図る。

エ 広場

地域の憩いの場となるとともに、隣接する広域避難場所や避難所と連携し、かまどベンチ、マンホールトイレ等の防災関連設備を備えた防災性を向上させる広場を整備する。

オ 緑地

植栽や樹木等と壁面の位置の制限により確保される歩行者空間を一体的に整備するとともに、斜面地の緑化により、潤いのあるみどり豊かな沿道景観を形成する。

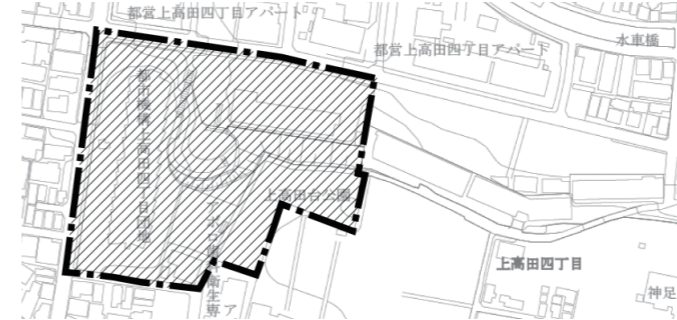
6. 用途地域の変更(東京都決定)

上高田四丁目17番～19番地区地区計画の決定に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、下図の区域の用途地域変更について東京都と協議している。

区域: 上高田四丁目地内

変更面積: 約1.6ha

変更内容: 第1種低層住居専用地域から第1種中高層住居専用地域へ変更



凡例	用途	建ぺい率	敷地面積の最低限度	容積率	高さの最高限度	面積
[Hatched Pattern]	変更前	第1種低層住居専用地域	60	60㎡	150	約1.6ha
	変更後	第1種中高層住居専用地域	60	60㎡	200	

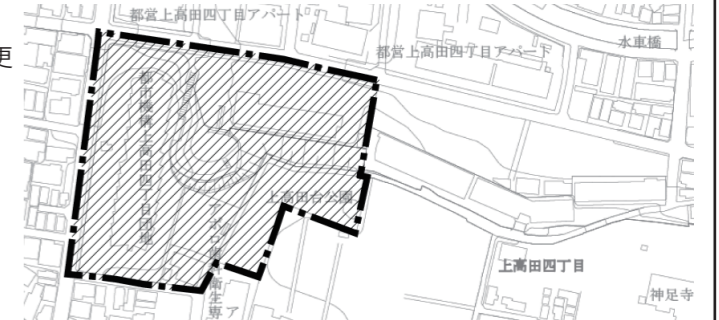
7. 高度地区の変更(中野区決定)

用途地域の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、下図の区域について高度地区を変更する。

区域: 上高田四丁目地内

変更面積: 約1.6ha

変更内容: 第1種高度地区から第2種高度地区へ変更



凡例	用途	面積	
[Hatched Pattern]	変更前	第1種高度地区	約1.6ha
	変更後	第2種高度地区	

8. 今後のスケジュール

令和4年9月～

都市計画案の公告・縦覧・意見書の提出
都市計画概要説明会

令和4年10月～

都市計画審議会諮問
都市計画審議会諮問(区)

令和4年12月～

都市計画決定